令和5年6月29日 環 境 政 策 部 環境・エネルギー施策推進課

世田谷区役所地球温暖化対策実行計画(第6期計画)の策定について

1 主旨

区は、世田谷区役所の事務事業に関して、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画として、「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画(第5期計画)」(計画期間:平成30年度~令和5年度)を策定し、取組みを進めてきた。計画期間の満了に伴い、第6期計画の策定に向けた検討を行う。

計画策定にあたっては、令和5年3月に改定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」等の区の関連計画と整合を図るとともに、政府実行計画を参照するものとする。

2 概要及び根拠法令

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第21条では、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」として、区域における総合的な計画である「区域施策編」と、地方公共団体の事務及び事業に関する計画である「事務事業編」の2つを策定することが求められている。「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画」は、「事務事業編」に該当し、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画である。

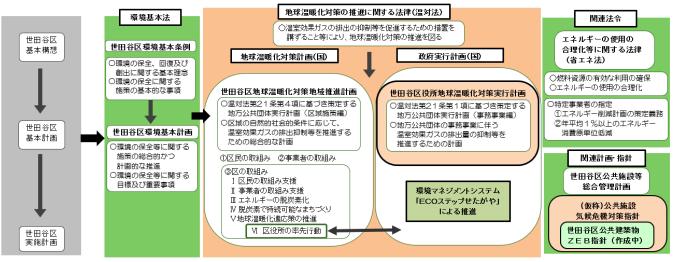
なお、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」は「区域施策編」に該当する。

【温対法第21条第1項】

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府 県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関 する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

3 計画の位置付け

第5期計画は、世田谷区環境マネジメントシステム「ECO ステップせたがや」により、全庁を挙げて取り組みを進めている。関連法令及び計画との関係については、下図のとおり。

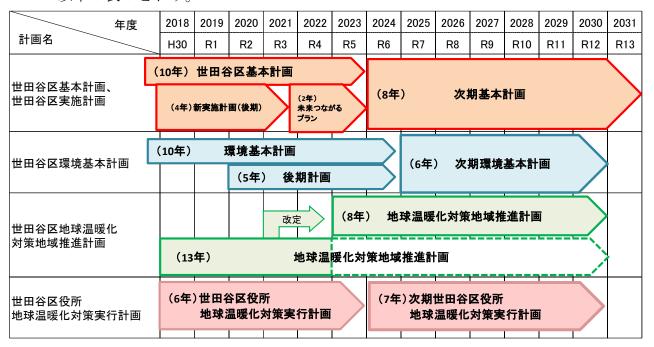


なお、世田谷区環境基本計画は上位計画に該当する。改定にあたっては、特に連携すべき関連計画である世田谷区地球温暖化対策地域推進計画や、関連計画である世田谷区公共施設等総合管理計画との整合を図る。

- 4 計画期間及び主な関連計画の計画年次
- (1) 計画期間

令和6年度~令和12年度

(2) 主な関連計画の計画年次 以下の表のとおり。



5 第6期計画改定のねらい

「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」では、区域における 2030 年度の温室効果ガス削減量を 2013 年度比で 57.1%減を目標としており、第6期計画においてはこの目標を踏まえた削減目標を設定する。

第5期計画までは、環境マネジメントシステム「ECO ステップせたがや」の適切な運用により、各部においてエネルギーおよび資源利用の削減、脱炭素の取組みを進めることを中心としてきた。各部の努力と責任による省エネルギー、省資源は今後も重要だが、削減幅は逓減しつつある。区役所における温室効果ガスの排出の9割は公共施設(建物および道路・公園等)におけるエネルギー起源 CO2 排出量に拠るものであることから、第6期計画では次の各部門における削減等の計画を定め、実効性を高めることをねらいとする。

《部門及び検討の視点》

(1)公共施設(建物·道路·公園等)関連

①公共施設整備

ZEB化、省エネ化の推進

②公共施設の運用

省エネルギーの推進、再生可能エネルギー利用

③公有財産における緑化

敷地内の緑化等

- (2) 省資源 (3R)
- ①ペーパーレス化推進

デジタル化、紙使用の削減等

- ②Reduce、Reuse、Recycle の推進 イベントでの省資源の徹底、職員の率先行動
- (3) 共用備品等の省エネルギー化
- ①公用車

ZEVへの転換、車両利用の抑制等

省エネルギー型機器類への切り替え等

②ICT 機器等

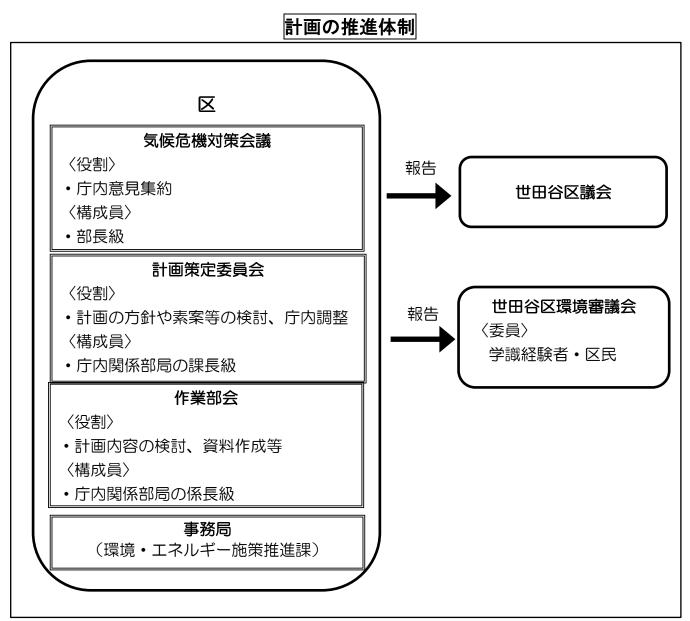
省電力対応自販機の継続等

- ③自動販売機
- ④グリーン購入の推進
- 6 検討体制
- (1) 庁内検討

庁内における意見聴取及び検討を行い、意見を集約する。

(2) 各検討主体の関係

以下の図「計画の推進体制」のとおり。



6 主なスケジュール (予定)

令和5年度

- 7月 計画策定委員会
- 8月 計画策定委員会 気候危機対策会議
- 9月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会(素案)
- 11月 環境審議会(素案) 計画策定委員会 気候危機対策会議
- 12月 政策調整会議、政策会議
 - 1月 環境審議会(案の報告)
 - 2月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会(案の報告)
 - 3月 計画策定